## 主 文

# 本件抗告を棄却する。

### 理 由

本件抗告の趣意のうち、少年保護処分の決定に対する抗告棄却決定に対し、再審申立を許さないのは違憲であるとの点は、右の再審申立を許すか否かはもつぱら立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠き、その余の違憲をいう点は、右の再審申立が許されることを前提とするものであるから、所論は前提を欠き、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

# 昭和五五年五月一九日

# 最高裁判所第一小法廷

裁判官	本	Щ		亨
裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	П	正	孝